

# 第5次 大分県食品安全行動計画

概要版



計画期間  
2018年度 ▶ 2022年度

大分県

# 食の安全を取り巻く状況

近年、食品流通の広域化、国際化の進展により、輸入食品など多種多様な食品が流通し、また、外食の増大や健康・安全志向の高まりなど、食生活は多様化してきています。

このような中で、食の安全を取り巻く状況も複雑かつ多様化し、新たな課題も生じてきています。

## 農林畜水産物の生産

- 農薬の不適正使用
- 家畜伝染病の発生（鳥インフルエンザ）
- 輸出の拡大



## 食品の流通

- 輸入食品の食品衛生法違反事例の発生
- 食品中への異物混入問題の発生
- 農薬や添加物の不適正使用食品の流通

## 食品の表示

- 加工食品の原料原産地表示の義務化
- 加工食品及び添加物の栄養成分表示の義務化
- 不適正な表示がされた食品の販売



## 健康被害の発生

- 集団食中毒の発生
- 未加熱または加熱不十分な食品による重篤な健康被害
- アレルギー物質混入による健康被害

## 計画の基本事項

### 1) 目的

食品安全行政は、県政の最も基本的な行政課題の一つであるとの認識から、食品の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、県民生活の安定及び向上を確保することを目的とします。

### 2) 計画期間

本計画は、2018年度から2022年度までの5ヶ年を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や制度改正等によって、見直しが必要になった場合には「大分県食の安全確保・食育推進本部」や「大分県食品安全推進県民会議」などの意見を聴いて、随時適切な見直しを行います。

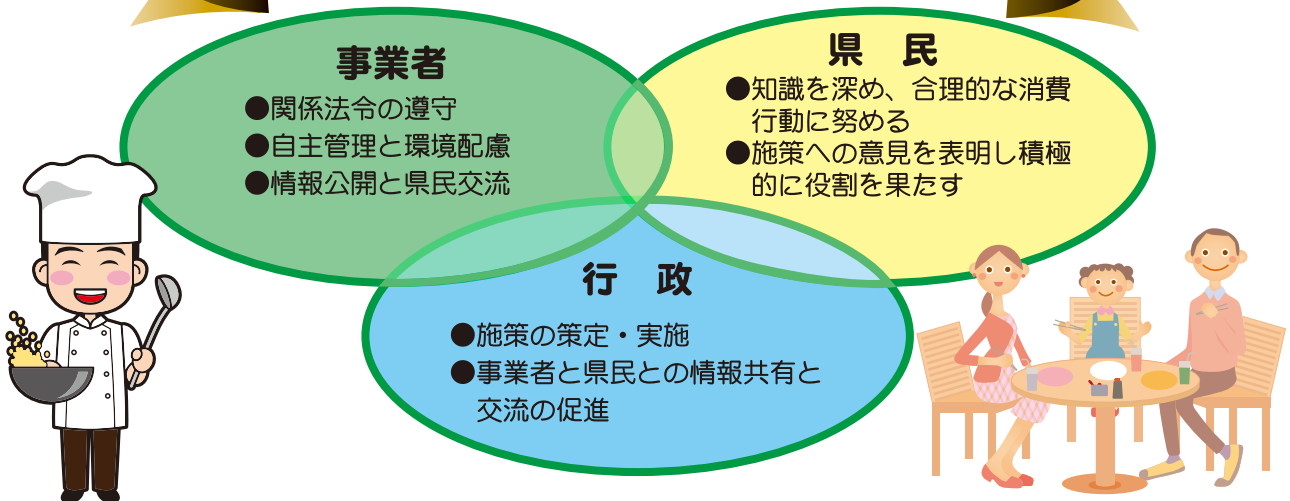
### 3) 位置づけ

大分県食の安全・安心推進条例に基づく計画で、条例の基本理念を踏まえ、具体的な取組を推進するための関係者すべての共通の計画とします。また、県が策定する「大分県長期総合計画」及び「農林水産業振興計画」、「食品衛生監視指導計画」等の食品の安全性確保に関する事項について、調和を保つものとします。

## 計画の必要性

第4次計画策定後3年が経過し、この間、HACCP 制度化への動き、未加熱または加熱不十分な食品による集団食中毒事件、食品表示法の改正、県産農林畜水産物の輸出の拡大などの情勢変化が発生しています。

### 行政、事業者、県民の責務・役割



### 「基本的な3つの視点」

視点1 食の安全・安心確保のための体制の整備

視点2 生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保

視点3 関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働活動

#### 4) 特徴

策定にあたっては、学識経験者、生産者、製造・加工事業者、流通事業者、消費者で構成される「大分県食品安全推進県民会議」や県民に対するパブリックコメントの結果などを反映させ、「大分県食の安全確保・食育推進本部」の意見を踏まえて策定しました。

また、食品の安全性確保に掛かる現状と課題の分析、旧計画の点検を行ったうえで施策目標を設定しました。

計画の進行管理のため、主要施策に数値目標を設定しました。また、毎年度ごとに施策の成果を公表します。

#### 5) 目標

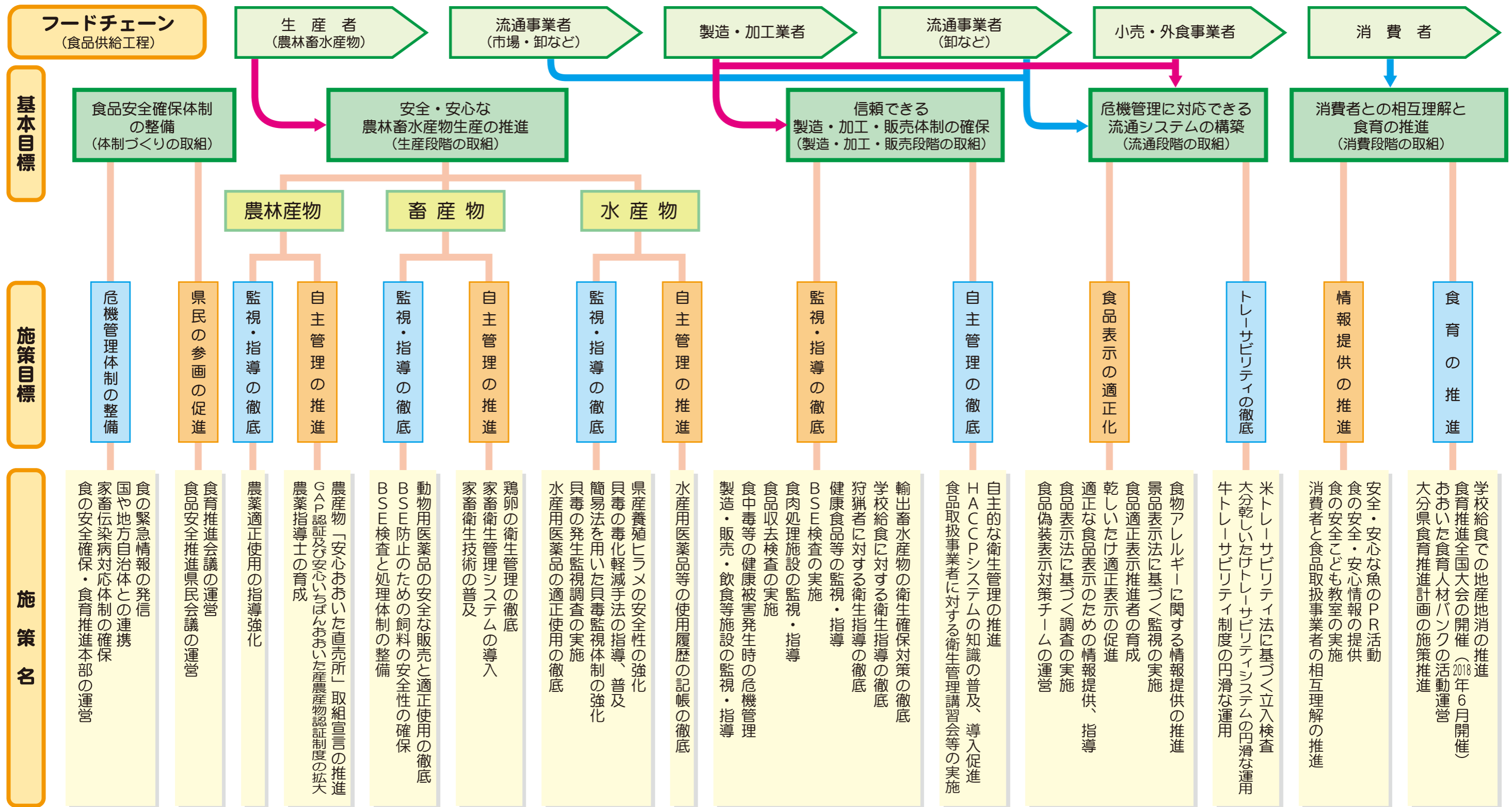
本計画に掲げた10の施策目標と52項目の施策に沿った取組を行い、33項目については数値目標を設定しました。

食品の安全性の確保を図り、県民の食に対する信頼性の向上と県民が食の安全・安心を実感できる暮らしを目指します。

# 施策の組立と取組項目



生産者、事業者、県民の責務と役割を明確にし、生産から消費まで一貫した構成とするため、フードチェーン（食品供給工程）に準じて施策を整理しました。  
 新たな取り組みとして GAP 認証の拡大、HACCP システムの導入の促進、大規模イベントの開催に伴う衛生対策の徹底、今後増加が見込まれる輸出畜水産物の衛生確保対策を盛り込んでいます。  
 また、体制づくりの取組では、引き続き施策策定への「県民の参画体制」を取り入れるとともに、消費段階の取組において、事業者と消費者の相互信頼確保のための情報提供の推進や、地域での県民活動を積極的に活用した食育の推進に取り組みます。

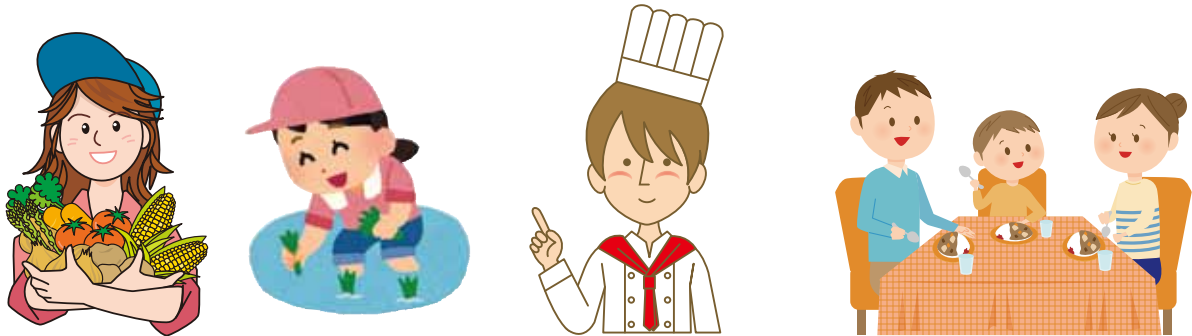


# 県民の参画と役割

大分県食の安全・安心推進条例において、県民の参画とその役割が定められており、「県民は施策に対しての意見を表明することにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすように努める」とされています。

そこで、本計画では、消費者・生産者・流通関係者・学識経験者からなる「食品安全推進県民会議」からいただいた施策への提言を参考にして策定しています。

また、施策内容においても、県民が積極的に参画でき、協働活動を展開していく「情報提供の推進」や「食育活動」の推進を取り入れています。



## 大分県食の安全・安心推進条例 (2005.3月策定)

### 食の安全確保・食育推進本部 (2003.9.1 設置)

#### 食の安全確保・食育推進本部会議

食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進する。

<内容>

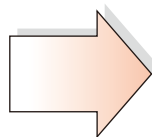
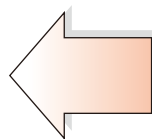
- ①食の安全・安心確保施策の推進
- ②緊急時における対応策の決定
- ③食の安全確保に係る条例の制定

<構成>

本部長：副知事

本部長：関係部長、教育長、  
警察本部生活安全部長

施策の提示  
情報の公開



施策の提言

### 食品安全推進県民会議 (2003.9.22 設置)

食の安全安心確保に必要な取り組みについて協議し、施策の提言を行う。

<内容>

- ①情報の共有と相互理解等
- ②主体的な取り組み
- ③意見の表明

<構成>

消費者、生産・製造者、流通・販売者、  
学識経験者等 20名

計画の提示



計画への提言

### 食の安全確保推進幹事会

推進本部の決定に基づき各種施策を実施する。

<内容>

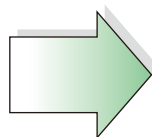
- ①推進本部に付議する事項の協議
- ②緊急時における対応策の協議
- ③本部長からの指示事項の処理

<構成>

幹事長：生活環境部審議監

幹事：関係課室長

進行管理



### 食品安全行動計画 (2006年度に第1次を策定)

○食の安全・安心推進条例に基づく計画

○計画期間は5ヶ年

○食の安全確保・食育推進本部が進行管理

## 第5次計画活動指標(2018~2022年度)

	施策名	項目	指標	担当課室
1	食品安全推進県民会議の運営	県民会議回数	2回/年	食品・生活衛生課
2	食育推進会議の運営	推進会議回数	2回/年	食品・生活衛生課
3	GAP認証及び安心いちばんおおいた産農産物認証制度の拡大	認証経営体数(累計)	880(経営体)	地域農業振興課
4	農産物「安心おおいた直売所」取組宣言の推進	認証直売所数(累計)	115(軒)	地域農業振興課
5	BSE 検査と処理体制の整備	48カ月齢以上の死亡牛検査率	100%	畜産振興課
6	BSE 防止のための飼料の安全性の確保	生産者検査件数 飼料検査件数	36件/年 12件/年	畜産技術室
7	動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	動物用医薬品検査回数 販売者立入件数	1回/年 20件/年	畜産振興課
8	家畜衛生技術の普及	調査回数	20回/年	畜産振興課
9	家畜衛生管理システムの導入	農家指導回数	20回/年	畜産振興課
10	鶏卵の衛生管理の徹底	調査回数	20回/年	畜産振興課
11	水産用医薬品の適正使用の徹底	指導書発行および巡回指導回数	60回/年	水産振興課
12	貝毒の発生監視調査の実施	プランクトン調査地点数	6地点/年	漁業管理課
13	簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	貝毒検査地点数	6地点/年	漁業管理課
14	貝毒の毒化軽減手法の指導、普及	実施養殖業者率	100%	漁業管理課
15	県産養殖ヒラメの安全性の強化	実施養殖業者率	100%	水産振興課
16	製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%	食品・生活衛生課
17	食品収去検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく検査率	100%	食品・生活衛生課
18	BSE 検査の実施	検査対象牛の検査率	100%	食品・生活衛生課
19	健康食品等の監視・指導	検査件数	5件/年	薬務室
20	狩猟者に対する衛生指導の徹底	研修会実施回数	3回/年	森との共生推進室
21	学校給食に対する衛生指導の徹底	講習会実施回数	4回/年	食品・生活衛生課 体育保健課
22	輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	対EU輸出水産食品取扱施設の監視回数	1回/月	食品・生活衛生課
23	HACCP システムの知識の普及、導入促進	民間指導者数(累計)	60人	食品・生活衛生課
24	適正な食品表示のための情報提供、指導	講習会実施回数	20回/年	食品・生活衛生課
25	乾しいたけ適正表示の促進	ウォッチャー設置人数	10人/年	林産振興室
26	食品適正表示推進者の育成	講習会実施回数	1回/年	食品・生活衛生課
27	牛トレーサビリティ制度の円滑な運用	耳標装着率	100%	畜産技術室
28	消費者と食品取扱事業者の相互理解の推進	開催回数	60回/年	食品・生活衛生課
29	食の安全こども教室の実施	実施回数	9回/年	食品・生活衛生課
30	食の安全・安心情報の提供	情報提供回数	1回/月	食品・生活衛生課
31	安全・安心な魚のPR 活動	実施校数	4校/年	水産振興課
32	おおいた食育人材バンクの活動運営	バンク登録人数(累計)	100人	食品・生活衛生課
33	学校給食での地産地消の推進	「学校給食1日まるごと大分県」実施回数	1回/年	体育保健課

## 計画内容を詳しく知りたい方は

大分県庁ホームページに「第5次大分県食品安全行動計画(本編)」を掲載しています。

**ホームページアドレス**

<http://www.pref.oita.jp/site/suishin/keikaku.html>

または

**県庁ホームページのトップページから**

安全安心情報 > 食の安全・安心ページ > 大分県食品安全行動計画

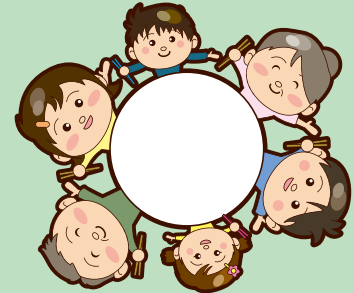
## このパンフレットについてのお問い合わせは

### 大分県食の安全確保・食育推進本部事務局

(大分県生活環境部食品・生活衛生課)

大分市大手町3丁目1番1号

TEL (097) 506-3056



## 各施策に関するお問い合わせは

担当部署名	担当内容	TEL
<b>福祉保健部</b> 薬務室	健康食品の安全等	(097) 536-1111
<b>生活環境部</b> 食品・生活衛生課	製造・販売・流通での安全、 HACCP 推進、県民参画、食育等	
県民生活・男女共同参画課	景品表示法に基づく監視	
<b>農林水産部</b> 農林水産企画課・畜産振興課 農地活用・集落営農課 地域農業振興課 畜産振興課 畜産技術室 林産振興室 漁業管理課 水産振興課 森との共生推進室	特定家畜伝染病総合対策本部の運営 米トシサビリティ法に基づく立入検査 農産物の安全生産等 畜産物の安全生産等 家畜飼料の安全性確保等 林産物の安全生産・流通等 水産物の安全流通等 水産物の安全生産等 狩猟者に対する衛生指導	
<b>教育庁</b> 体育保健課	学校給食の衛生対策	